

出展規程

1. 小間の配置

- (ア) 小間の割り当ては、出展物の内容、申込小間数、会場全般の構成等を配慮して主催者が行い、2019年4月下旬および出展社説明会時に通知します。
- (イ) 出展社は、割り当てられた小間の全部または一部を第三者に譲渡・もしくは出展社相互において交換することはできません。
- (ウ) 角小間を条件としたお申し込みはできません。

2. 契約の締結時期、出展申込の取り消し、または内容変更について

- (ア) 出展申込受付後、事務局より請求書を発送いたします。その請求書に基づいて出展料をお振込ください。請求書の発行が完了した時点をもって出展に関する契約が締結されたこととなります。
- (イ) すでに申し込まれた小間に対する変更または取り消しは、すべて文書でお申し出ください。但し、契約締結後に出展を取り消す場合はその時期に応じて下記のキャンセル料をお支払いいただきます。
 - ① 2019年5月31日17時まで 出展料の50%
 - ② 2019年5月31日17時以降 出展料の100%
- (ウ) 搬入最終日(2019年6月18日)の16時までに小間の使用を開始しない場合は、出展を取りやめたものとみなし、出展取り消し料に基づき出展料の請求および処理を行います。

3. 諸経費の精算

出展社は、付帯費用(電気・通信回線等)や床面修復費、油漏れ処理費等があるときは、会期終了後請求申し上げますので、すみやかに精算ください。

4. 消費税率について

主催者から請求する出展料、電気使用料等、今回の出展に係わる負担金や諸経費についての消費税率は8%になります。

5. 出展物の管理保全

- (ア) 事務局では、警備員を配置し、会場全体の管理保安に努めます。
- (イ) 出展物の保護については、出展社が責任を負うこととし、盗難、損傷、紛失、火災、天災等会場内で発生した事故に対してその損害を賠償しません。
- (ウ) 出展社は、出展物の輸送、備え付け、組立および展示を通じ、出展物の保護のために必要な保険を付し、またはその他の措置を講じてください。

6. 開催の変更および中止

主催者は、天災その他不可抗力の原因により会期を変更、または開催を中止することがあります。主催者はこれによって生じた損害を補償致しません。ただし、開催を事前に中止したときは、出展料の一部または、全部を返金致します。

7. 出展規程および出展社マニュアルの遵守

- (ア) 事務局は、やむを得ない事情のあるときは会期その他について、規程の一部を変更することがあります。また、この変更によって生じた損害は補償致しません。
- (イ) 2019年4月中旬～下旬に配布する「出展の手引書」および出展社説明会にて、出展に関する細則をお知らせ致しますので遵守してください。

8. 係争

本展示会に関する係争は福岡地方裁判所小倉支部が専属管轄を持つものとします。

9. その他

この規程に定めのない事項、またはこの規程に疑義が生じた場合は、両当事者で協議して決定します。